

# JIS

## 製図—図形の表し方の原則

JIS Z 8316 : 1999

(2004 確認)

(2008 確認)

平成11年3月20日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって、JIS Z 8316-1984は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正によって、この規格は、線の太さに極太線を追加したこと、薄肉部の断面を極太線で表してもよいと規定したこと、仮想の相貫線を太い実線で表すと規定したこと及び点線を施した部分以外は、対応規格であるISO 128 : 1982, Technical drawings—General principles of presentationと同等のものとなった。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 59. 3. 1 改正：平成 11. 3. 20

官報公示：平成 11. 3. 23

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審議部会：日本工業標準調査会 基本部会（部会長 今井 秀孝）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部管理システム規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

製図—図形の表し方の原則

Z 8316 : 1999

正誤票

ページ	位置	誤	正
6	図9	1. 図中の (B1) 2. (B6) の示す太線 3. (B6) の回転断面の輪郭の一部が描かれていない。 4. 線種 (J1) の細い一点鎖線 5. Y-Y断面のハッチング部分が切れている。 6. 下部, 線種 (K1) の太い実線 7. 線種 (K2) の二点鎖線, 線種 (G2) の一点鎖線の記入方法	(A3) 細線 輪郭の一部を追加。 太い一点鎖線 不足部分にハッチングを追加。 細い二点鎖線 交差する部分を見やすく整える。
11	図30	細い二点鎖線	細い実線

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部管理システム規格課 (☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

2000.1 日本規格協会 発行

# 白 紙

## 製図—図形の表し方の原則

Z 8316 : 1999

## Technical drawings—General principles of presentation

**序文** この規格は、1982年に第1版として発行されたISO 128, Technical drawings—General principles of presentation を元に作成した日本工業規格であるが、線の太さに極太線を追加したこと、薄肉部の断面を極太線で表してもよいと規定したこと、仮想の相貫線を太い実線で表すと規定したこと以外は、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成している。

なお、この規格の中で点線の下線を施してある部分は、原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、正投影法による製図に適用される一般原則を規定する。

正投影法以外の表現方法に関する規格は、現在準備中である。

この規格は、あらゆる種類の製図(機械、電気、建築、土木など。)に適用する。しかしながら、幾つかの特殊な技術分野では、一般的な規定や慣例は、特別の業務の要求に対して十分に対応できない。そのような場合には、別の規格で規定される付属事項で規定することは認められている。しかし、これらの分野においても、国際的な図面の交流の促進や幾つかの技術部門に関係するような総合的なシステムにおける図面の統一を実現するために、この規格の一般原則を守らなければならない。

この規格では、マイクロコピーを含む図面の複製に必要な事項にも注意を払っている。

**2. 投影図****2.1 投影図の名称**

- a 方向の投影=正面図
- b 方向の投影=平面図
- c 方向の投影=左側面図
- d 方向の投影=右側面図
- e 方向の投影=下面図
- f 方向の投影=背面図

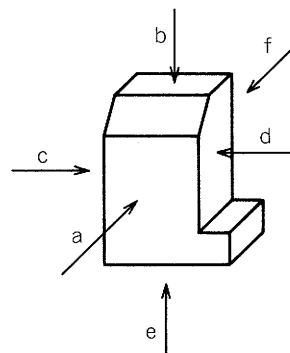


図1

正面図(主投影図)が選ばれると(2.4参照), 慣例による他の投影図は、正面図及びそれらのなす角度が $90^\circ$  又は $90^\circ$  の倍数になる(図1参照)。

**2.2 投影図の相対的な位置** 二つの正投影法を同等に用いることができる。

- 第一角法(従来のE法に対応)
- 第三角法(従来のA法に対応)

**備考1.** 第一角法と第三角法は、同等に用いることができるが、この規格に示す図例は、統一をとるために第三角法で描いてある。

**参考** ISO 128では、図例は、第一角法で描かれている。

- 2. この規格に示す図は、規定内容の理解を助けるために必要な事項だけを表した例であって、設計の例として示すものではない。